

## 第4回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：令和2年9月7日（月）

午後3時00分～

会場：市役所本館6階 講堂1～3

（司会）

定刻になりましたので、ただ今より、「第4回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」を開催いたします。本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、ご持参をお願いしたものと、本日、机上に配布させていただいたものとございます。

はじめに、本日ご持参をお願いしておりました資料についての確認です。「新潟市地域福祉計画の素案」です。続きまして、「新潟市地域福祉計画 目標関係指標根拠」です。こちら2種類持参をお願いしておりました。よろしいでしょうか。

続いて本日机上面にて配布させていただいた資料の確認です。1枚目、「次第」です。続きまして、「座席表」です。続いて、資料Aとしまして、「新潟市地域福祉計画 策定推進委員会名簿」です。続いて資料Bといたしまして、「新潟市地域福祉計画に対する意見への回答について」です。続きまして、「新潟市地域福祉計画に対する意見について」です。

続きまして、前回ご提案させていただきました素案について、誤植があった部分の差し替えです。大変お手数ですが、30～37 ページの部分の差し替えということでお配りした4枚です。修正部分についての説明をさせていただきます。

1枚目の理念、31 ページの中ほどでございます。見出し、表題に「包括的支援体制の構築」、この後ろ、イメージ図の参照ページを修正させていただきました。65 ページとなっていたところを60 ページに修正しているものです。

続きまして2枚目、32 ページの「3 地域共生社会の実現のための施策及び体系」に記載している表について、施策①の取り組み内容が6項目載っておりますけれども、この内容を修正しています。

続きまして、3枚目につきましては修正がございません。差し替えの都合上、一緒にお配りしています。

続きまして、修正が4枚目の表面、36 ページです。こちらの2表題の目標の中で、「1. 目標」です。この表中、2番目の項目の地域福祉コーディネーターの育成総数の数値、1,097人の後ろに「+」という記号が入っており、これは削除しています。続きまして、その下の項目です。高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数です。327 者の「者」という字を修正しています。以上、4枚について、大変恐縮ですが、素案から差し替えをお願いい

たします。

以上ですが、お手元の資料、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けください。

続きまして、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず会議の公開についてですが、本市の指針により、会議は原則として公開としています。この委員会も、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきまして、市の指針により議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため、事務局にて録音させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

また本日、報道機関より取材の依頼が来ております。議事進行に支障のない範囲として、冒頭のみ写真撮影と、取材記事作成のための録音について、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは許可します。報道機関の方におかれましては、写真撮影は、次第4の議事に入る前までということで、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

新潟市福祉部の佐久間でございます。委員の皆さまにおかれましては、ご多用の中、本委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は7月に開催いたしました第3回会議に引き続き、素案の中身につきまして、皆さまからご審議いただきたいと思います。第4章の基本理念、基本目標、第5章の具体的な取り組みといった計画の中心部分をご審議いただくこととなりますので、引き続き、忌憚のないご意見を賜りたく、お願い申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、前回の会議より委員に変更がございましたのでお知らせいたします。資料A、「新潟市地域福祉計画 策定推進委員会名簿」をご覧ください。特定非営利活動法人新潟NPO協会代表理事でございます。石本貴之委員に代わって、堀田伸吾委員から、委員をお務めいただくことになりました、簡単で結構でございますので、自己紹介をお願いできますでしょうか。

(堀田委員)

NPO協会の代表を務めております堀田と申します。本業は弁護士でございまして、本年度、県弁護士会の副会長も務めております。今回NPO協会、地域で活動する立場として、この委員会に参加させていただきました。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。これより丸田委員長より議事を進めていただきます。なお、議

事録作成のため、ご発言の際は、お名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、ご協力をお願いいたします。それでは丸田委員長、よろしくをお願いいたします。

(丸田委員長)

では次第に沿って、議事を進めてまいります。議事の1、素案について、事務局から改めて説明をお願いいたします。

(事務局)

前回お配りしました資料の2「新潟市地域福祉計画素案」をご覧ください。内容につきましては、前回の委員会で説明させていただきましたので、詳しい内容は割愛させていただきます。本日は、皆さまから第4章、第5章について、ご意見をいただければと思っております。

29 ページをお開きください。第4章 基本理念・基本目標でございます。基本理念につきましては、一つ「1 基本理念」をご覧ください。「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市(まち)『にいがた』」でございます。

続きまして、「2 基本目標」をご覧ください。4つございます。「1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり」、「2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり」、「3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり」、「4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり」の4つです。こちらにつきましては、第2回の委員会の際に、皆さまからご意見をいただいて、修正をさせていただいたものです。

続きましてその次のページ、31 ページをご覧ください。第5章 具体的な取り組みです。「1 地域共生社会の実現」、「2 包括的支援体制の構築」ということで、本市における取り組みを記載しています。続きまして、次の32 ページをご覧ください。こちらが具体的な取り組みの体系図となっております。施策①から④まででございます。

施策①地域福祉に関する事業の推進、その下、1から6までが具体的な取り組み内容です。1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援。2. 地域福祉コーディネーター育成事業、3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業、4. 民生委員・児童委員活動への支援、5. ボランティアセンターの活動支援、6. 社会福祉法人の地域公益活動支援の6つです。

その下、施策②生活困窮者自立支援制度の推進です。1. 生活困窮者の早期把握。2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援。3. 関係機関等との連携強化。

その下、施策③、成年後見制度の推進、1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築。2. 協議会及び中核機関の整備。3. 地域連携ネットワークの機能。

その下、施策④再犯防止の推進です。1. 就労・住居の確保。2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進。3. 学校等と連携した修学支援。4. 特性に応じた効果的な指導の実施。5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進です。具体的な取り組みにつきましては、

次の 33 ページ以降に記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

また施策③、施策④につきましては、昨年度の 12 月、1 月にかけて分科会を開き、分科会の皆さまからご意見をいただいて作成した内容になっています。

続きまして、本日配布させていただきました資料の B、「新潟市地域福祉計画に対する意見への回答について」をご覧ください。前回の委員会の後、皆さまからご意見をいただきまして、それに対する回答を記載しています。ご意見は 2 ついただきました。

まず 1 つ目、実家に帰れない保護観察対象者の居住確保の支援です。刑務所等を出所後、実家に帰れない人のために中央区に新潟川岸寮がありますが、就労できる職場と離れている場合はそこに入ることが難しいと思われま。職場を探すことと、住まいを確保することが重要です。その対策として、仕事が見つかった対象者のみを条件に、民間アパートの保証人に、行政が受けてもらうことはできませんでしょうか。家賃の支払いでアパートの管理者が心配されないように、職場からの給与の支払いが家賃を優先できるようにシステムを作ることで、対象者の住まいの確保を支援するようにはいかがでしょうか。礼金、敷金などのために基金を設けることも検討してください、とのご意見です。

意見について、保証人のこと、また給与の支払いを家賃が優先できるようにしてはどうかということ、敷金、礼金のことについてご意見をいただきました。回答としては、回答の欄をご覧ください。

保証人や家賃の支払い、敷金、礼金など、住居の確保にご心配がある場合は、新潟県居住支援協議会へつなぎ、必要な支援を実施していきます。

素案の 51 ページに新潟県居住支援協議会について記載させていただいております。現在も住まいに関してご心配がある方につきましては、新潟県居住支援協議会につなぎ、必要な支援を実施しているところですが、今後も引き続き、必要な支援を実施していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

続きまして、その下、素案の 57 ページです。新潟少年鑑別所（新潟市法務少年支援センター）についてのご意見です。こちらにつきましては、見え消しで記載しておりますけれども、字句の訂正ですので、ご指摘のとおり修正させていただきます。

簡単でございますが、説明させていただきました。繰り返しになりますが、本日は第 4 章、第 5 章について、皆さまからご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（丸田委員長）

ありがとうございました。それではこれから委員の皆さまからご質問、ご意見をいただけてまいります。ぜひ活発なご意見をいただきたいと思います。第 4 章、第 5 章、一括というわけにまいりませんので、まず第 4 章、29 ページ、30 ページについてご意見をいただきます。細かな所でお気づきになったことでも構いませんので、ぜひご発言をお願いいたします。あまり意見が出ないようであれば、私のほうからも少し委員の皆さまにお諮りしたいこと

がありますので、よろしくお願ひいたします。では早速ご意見をいただきます。いかがでしょうか。

では意見を出していただくヒントを出したいと思います。29 ページ、30 ページは、「市民だれもが」というときにはひらがなで表記をしてあります。第5章になりますと漢字表記になっているのですが、整合をどう図るかということは、これは事務局との相談になるんですが、そもそもの基本理念・基本目標のところでは、「だれもが」という所をあえてひらがなで表記をしている、この辺についてはきっと事務局のほうでもお考えがあつて、こうされたんだろうと思いますので、この辺の取り扱いをどうするのか。

それから表記の点で言いますと、「お年寄り」という表現がありますが、あえてお年寄りという表現を用いることについて、どうなのか。

さらには、例えば29 ページの基本理念については、7行全くの切れ目がなく、一気に読まないと読み取れない。

それから30 ページも、6行、7行が一つの文章になっております。この辺のところを、市民の立場に立って、市民の目線に立つたときに、6行なり7行を一つの文章で整えることについて、分かりがいいのか、分かりにくいのか、こんなところもぜひご意見をいただきたいと、私の立場では思っておりますので、どうぞ活発な意見を頂戴したいと思います。

(小田委員)

会長と目が合ってしまったので、申し訳ございません。今、会長から意見を出していただきました。確かにグッと市民の目線に立つことができるかと思っております。まず基本目標の「お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり」。これを一番に掲げているのは大変すばらしいことだと思います。と言いますのは、新潟市においての支えあいのしくみづくりが全区に組織はされておりますけれども、残念ながら令和2年までに、革新的な動きをされている組織が極めて少のうございますし、まだちょっととっかかりについたというのが現実だろうと思います。

私の地域でも、この支えあいのしくみづくりを本格的に進めております。これがまず本市における福祉政策推進の第一になることは、これからは間違いありませんので、目標の1に掲げたことは、大変結構だと思っております。

それから2番目の「だれもが地域の一人としてつながり、受け止め、協働する地域づくり」この協働する地域づくり、この言葉が、協働という言葉が新潟市に定着し始めて16～17年でございます。ようやく協働という意味が、少しずつ認識をされてはきましたけれども、まだ行政とあるいは地方公共団体と協働するということの本質が、どこまで理解されたかについては、少し不明瞭でございます。ここでこの文章も非常にすばらしい効果の見解になっておりますけれども、行政と協働する。この最も大事なことはどういうことなのかを、もう少し市民の目線で分かりやすいように表示できたらありがたいのではないかなと思っております。

(丸田委員長)

関連してご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。今日は多くの委員の方々から意見をいただいて、その意見を事務局において整理をしていただいて調整していきたいと思っておりますので、なるべくいろんな角度から、ご発言をいただければと思います。村山先生、お願いします。

(村山委員)

新潟県立大の村山です。私は地域福祉の計画に初めて参加させていただいているので、少し皆さまのこれまでの考えと食い違いがあるのかもしれないですが、今お話があった、基本目標の1番と2番はとても重要で、その意識と、協働することを住民が主体となってやるという考え方だと思って見ていました。

ですが、施策とのつながりが見えにくいと思います。施策になると急に行政主体で主体が住民という感じではなく、決まった人がやるというようなイメージになっていますので、その整合性に違和感を感じました。

この基本理念はすごくいいのですが、その施策とのつながりをもっと分かりやすく、何をもちょう協働と言っているのかとか、何をもちょう意識を向上するのか、何をもちょう意識を測定するのかということが気になりましたので、コメントさせていただきます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。今のご指摘は受け止めて、整理をさせていただきたいと思っています。ほかにはいかがでしょうか。大沢先生、お願いします。

(大沢委員)

委員の大沢でございます。基本理念、基本目標、それから施策の①から④までの関係。この関係を図示することを、最終的に考えられたらと思います。恐らく村山先生の言われたことを続けていって、完全に分かったとなると図示ができるのではないかと。今の段階で難しいかもしれませんが、ご検討ください。

(丸田委員長)

大変重要な所をご指摘いただきました。分かりやすい表現を絵のような形のもので示してもいいのではというご発言かと思っておりますので、ぜひこれも検討させていただきたいと思っております。ほかにはいかがですか。あと大沢先生、ここの基本理念、基本目標と、それから市の施策とマッチングをさせたときに、理念・目標と施策がどういうふうに関連しているのか、その辺を文章で説明することもあってもいいでしょうけれども、今おっしゃられたように、図示することで、市民と考え方と目標を共有するような、そういう検討はあってもいいとい

うことでよろしいでしょうか。

(大沢委員)

特に図示できるには、相当議論を詰めていった結果かと思いますが、目指してもいいと思います。

(丸田委員長)

はい。分かりました。コメントございますか。

(事務局)

今ほどお話になりました基本理念、目標と今後の取り組みの関係というのは、先ほど委員の皆さまからもありましたけれども、つながりがよく分からないとか、そういったものを図示することによって、市民の皆さまにも分かりやすいということも、ごもつともだと思いますので、どういった形でお示しすると、皆さんに分かりやすいのか、事務局で案を作らせていただきます。また皆さま方にはご審議していただければと思います。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。ほかにどうぞご意見がありましたら、お願いいたします。では金子委員さん、お願いします。

(金子委員)

包括支援センターの金子です。今ほど出ている意見に関して、私も全く同感で、ちょっとこのつながりが唐突というところで、ストーンと落ちないということがありましたので、ぜひそこはお願いしたいなと思っておりました。

ちょっと私のほうから2つ教えていただきたいのですが、この市の基本理念、基本目標に基づいて、各区の、実際に今度区の計画のほうに反映をしていくという認識でまずはよろしいのでしょうか。まず1点目。

2点目なんですけれども、基本目標に関して、私は1から4番までこれでいいと思っています。ただ本当に表現の問題で、全ての最後が地域づくりとなっていて、この基本目標における地域づくりの考え方ということで、ここに明記はされているのですが、この地域づくりという言葉尻だけを捉えると、「地域づくり=ちょっと他人事」と感じてしまう。何か地域がやるんだ的なのところがあると。もしあれだったら、例えば1番目の「支えあう意識を持った地域づくり」という辺りを、そうした人をつくっていくんだと、「人づくり」とか、3番目は活躍できる場、場面、場をつくるだとか、そして最終的に4番は1、2、3を踏まえて、そうした地域をつくっていくということで、最後の地域づくりという全部そろえるの

ではなく、何か特徴的な表現形に変えてもいいのではと思った。以上です。

(丸田委員長)

では整理しましょうか。1点目については事務局からお願いいたします。区の計画との関係について、説明をしてください。

(事務局)

皆さま方にご審議いただいている、市計画の基本理念・基本目標は、全市的な見解ということで定めさせていただいています。各区も既に審議に入っていると思いますけれども、この基本理念・目標をもとに、それぞれ各区の実情に合わせた目標を立てて進めています。

(丸田委員長)

1点目はよろしいですか。では2点目は関連意見がありましたらお願いします。確か1回目のこの委員会の中でも関連した議論があったかと思いますが、意見がありましたらお願いいたします。

30 ページの囲みの所で、ここで言う地域づくりというのは、何を意味しているのかということが説明されていますので、人も入り、組織も入り、それから人と組織を取り巻く環境も含めて地域づくりとして説明をしているという説明書きがありますが、改めて事務局からコメントがありましたら、お願いします。

(事務局)

今ほど委員からいただきました「地域づくり」でこの基本目標を示させていただいています。この地域づくりの考え方は、人材育成の確保とか、そうしたネットワークづくりも全て含めた形の地域づくりという意味合いで付けさせていただきました。

30 ページの一番下の囲みの所にもございます。地域には単にエリアを示すものではなくて、その地域の住民、地域コミュニティ協議会や自治会などの組織、またその生活環境を含む意味で使っているということでお示したところがございます。また人材の育成、ネットワークづくりについても、この地域づくりに含まれているということでお示させていただいていますが、これではやはり分かりにくいとか、そうしたご意見があれば、まだ素案でございますので、いろいろと手直しはしていきたいと考えています。よろしくお願いします。

(丸田委員長)

委員の方、いかがですか。金子委員のように、「人づくり」「場づくり」「地域づくり」という視点からの目標の設定の仕方も確かにあろうかと思っておりますので、今日この場で結論は出せませんが、意見がありましたらお願いいたします。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンター、蛭原でございます。まず 29、30 ページについてです。最初の基本理念の基本となるべき理想としての観念ですね。このような方向で目指していこうという一まとまりとして、こういう表現でいいんじゃないかなと思います。たぶん文言で言うと、「みんな」とか「だれも」とかひらがな、開いているわけですね。これはこれでいいんじゃないかなと。たぶん創るといのは、創造するというニュアンスをより強調したいということで、一般的に作成するとかそういうことではなくてということなのかなと思いました。この理念を具体化して、目標とすると、この4点に整理されたんだと思います。

私としては特に3ですね。「支える」と「支えられる」と。後見でも「後見人」と「被後見人」とか、「する人」と「される人」と。いつでも支えられる、何かしてもらおうというというのは、大体面白くないわけです。そういうのに慣れていると、してもらって当然とかとなったりして。ですから、支える、支えられるという関係を乗り越えて、お互いにということ書かれているのかなと思いました。

それで理念や目標と施策との関係は委員の方がおっしゃったとおりなんですが、施策というのはやはりどうしても行政施策ということにならざるを得ないかなと。包括的に、大きく地域という観点で「だれもが」ということでの網を掛けるという言い方が適切かどうかは分かりませんが、だれもが漏れなくということで、このような項目が立てられているのだと思います。

それで、参考になりますかどうか、コミュニティソーシャルワーカーの活動支援ということについては、私どもは困窮者支援の中で、各区の社協さんに、コミュニティソーシャルワーカーが配置されていて、大変心強い、盟友と言ってもいいような、コミュニティソーシャルワーカーはあえて言うと、地域福祉のジェネラリストというのでしょうか。私どもは困窮分野のスペシャリストを目指しているわけなんですけれども、この両者が地域で協力し合って地域福祉に資する、困窮者とか困った人を解決していくというようなことになっているかと思えます。

それで次の2、3、4というのが、3本柱というのが、高齢者とか障がい者とか、もちろん重要なんですけれども、それよりも上位概念という意味は、私なりに考えると、実は困窮しており、後見の対象となっており、あるいは潜在的な対象者であり、既に初犯である。この三重苦という言い方がいいかどうか、三つかぶっている方というのがいらっしゃるんですよ。この方たちが一番重い。ここにいる委員の方、傍聴の方を含めて、たぶん困窮はしていないだろう。成年後見の対象にもなっていないだろう。再犯はおろか、初犯もしていないだろう。だけれども、そういう方たちもいるし、どこか一つが原因となって、困窮が原因となって犯罪、あるいは逆もまた真なり。原因が結果をもたらし、結果がまた次の、という、一番福祉から縁遠いという所がこの2、3、4という所で取り上げられているのではないかと。

だからここに切り込まない限り、その前段の基本理念、みんなで作る、だれもが、だれもがと言ったときに、例えば私どもの相談の方で、前科10犯以上の方がいらっしゃいます。

あいつは10犯もやっているんだからしょうがないよって、時々私もそのように思いたくなります。でもそうしたら、その人は「だれもが」の中には入らない。ということなので、この3つを取り上げて、最優先課題というのでしょうか。というふうになっているのかなと受け止めました。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。委員からどのように読み取っていけばいいかということで、委員の理解の仕方について説明をいただきました。共有できるかと思いますので、よろしくお願いたします。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(小田委員)

参考でよろしいでしょうか。今、地域づくり、地域ということについて、初めて行政のほうからきちっと四角の囲みでこういうことを含むんですよという表記がございました。大変結構だと思っております。実は私の地元での活動の基本方針、理念に基づく基本方針は、7年前にこの表現をめぐって大変な議論をした経緯がございます。今の表現は村という表現、カタカナの原始共同体のムラではなくて、市町村の村を使っております。例えばお互いが助けあう村、それから健康で長生きな村、何々というように、全ての末尾を村で統一している。いわゆる村というのは、ただ一つの集まり、行政体の集まりではなくて、ここの二重丸で表現をされている地域そのもの、地域づくり、人づくりそのものであります。全ての大きな目標については、この表現で統一をさせて、6年たちました。当初こういう表現ではなくて、もっと具体的に、先ほど委員が指摘されたようなご意見も出ましたけれども、全てを統一する、全てを包含するものが村であり、地域であるよという結論に達して、今使わせてもらっております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(林委員)

社会福祉士会の林でございます。これまでの議論のところ、すごく勉強になりました。基本理念の所で最初に丸田委員長がおっしゃられた最初の6、7行という所が、非常に読み砕きにくいというのが印象です。文章的な構成の所なので、今日ここでこうしようというところまではないと思うんですが、やはり基本理念の最初の所で読みあぐねてしまうと、その先が読みたくなってしまうので、こんなことを言うとあれなんです、ここの所を、例えば「新潟市に住み慣れた人も」から、最初の前のほうの所で「も皆大切な新潟市民です」とか、一つセンテンスで組んでしまって、その後その次の段で話をしてもどうかと思っただけです。

あともう一つが、言葉尻のところなんです、「ただ暮らすだけでなく」という所が、何となく市民感情として「暮らす」ということだけでも非常に大変な時代になっているところなので、ただ暮らすという言葉のところを、少し表現を変えてはいかがかなという所が感じたところです。「だれもがただ暮らすだけではなく」ではなく、暮らすというだけではなく、さらに上を目指しましょうというよりは、暮らすことを大切にして、その後さらにつながりをとという形のほうが文章的には読みやすいかなと思いました。

あと一般的に属性というのが、私たち専門職ではよく使う言葉ですし、こうした行政用語では属性というのは使うかなと思うのですが、市民の方が読んだときに、属性というかなというところを少し他の言葉に置き換えるか、もしくは、むしろなくても文脈としてはコンテキストとしては取れるのかなというところです。最初の基本理念が頭に言葉尻としてスッと入ってくると、基本目標の1、2、3、4につながっていくんじゃないかと、私の少し主観的な所もあるかもしれませんが言葉は大切かなと思っています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。用語の使い方、言葉の使い方、そこについてのご指摘をいただきましたので、事務局と相談をしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。土田委員さん。

(土田委員)

新潟市老連の土田と申します。今お話しになりました基本理念の所で、やはり普通の人やさっと読んだ場合、私どもが読んだ場合、「福祉の都市(まち)」というのと、先ほど話しました、地域とか村とか、一つの昔からの新潟市の中にも、私は西蒲区の岩室という地域に住んでおりますが、その地域の中の暮らしというのはそれぞれ違うわけですので、その中において、全般的に対象として、理念として、読まれる場合は、都市(まち)ということになりますけれども、一般的にちょっとこう見たときに、そのところところの暮らしというのがあられるわけですので、その暮らす人たちを、やはりいろいろな条件があると思うので、その広い意味での地域づくりの形で、文章的にもちょっといろいろ工夫していただければ幸いです。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(堀田委員)

NPO協会の堀田です。今日から参加させていただいているもので、ちょっと議論が既に成ったところかもしれませんが、基本理念の所でこの赤字囲いの部分で、私個人的には今後の地域社会にとって、共感力というのが非常に重要なかなと思っていまして、共感ですとか、

お互いを思いやる心のようなものが、ここに含まれていないというところで、設問を読むと、個人の尊厳と多様性を尊重というところですか、基本目標の、お互いを認めあいという所に表れているのかなと思うのですが、基本理念の中にも少し共感に引っかかるようなキーワードを入れたらいいかなというのが個人的な意見です。

(丸田委員長)

今のご意見は事務局と相談をさせていただきます。ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。

第5章がだいぶボリュームありますので、いったん第4章について意見をいただくのはここまでにさせていただいて、後ほど事務局から説明がありますが、別紙で意見を届けていただく仕組みがありますので、今の意見交換を踏まえて、さらにご意見がある場合には、改めて事務局のほうへご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。では第5章にまいりたいと思います。ここも一気にいかないで、31ページ、32ページをご覧いただいて、ご意見がありましたらお願いをいたします。

60ページのイメージ図の所は少し後半で時間を取りたいと思っております。まずは31ページの内容について、ご意見がありましたらお願いをしたいと思います。

(大沢委員)

恐らくこれは難問だと思うのですが、われわれ福祉を勉強した者は、包括的支援体制の構築といわれているものが、この施策2、3、4であって、恐らくそれを統括するものとして地域福祉があるという流れはすぐ分かるのですが、読むと分かるんですけども、一般の人たちが読んだ場合、どうなんでしょうか。

つまり2の包括的支援体制の構築から1という地域福祉がそこにあって、要は切れ目のない支援とか、谷間に落ち込まないようにという具体策として、2、3、4というものが今とても重要だと、制度を横串に刺すものとして重要だというのは、どうしたほうがいいのか、文章でうまく表せるのか、あるいは図がいいのか、なかなか自分でも答えが出せないんですけども、ちょっとどうしたらいいかです。

(丸田委員長)

ご意見をいただきました。いかがでしょうか。高橋先生、意見ありますか今の点について。確かに包括的支援体制というのは、施策の中で出てきている言葉ですが、市民の立場でこのような説明で理解いただけるかどうか、ご自身の意見も含めてありましたら、少しご披露いただけますか。

(高橋委員)

とても難しいお話なのでありますが、包括的支援と言われて、一般の市民の方々がイメー

ジできるかと言われれば、まず難しいだろうと思います。どういうふうにしていくかというのは、いろいろ考えてみないと適切なことが言えるわけではないと思います。要するに、一般の生活者にとって見えないこういう人、こういう人、こういう人というような羅列をしていって、その人がどんな人であっても見放さないよというような意味合いの言葉が、みんなが分かるような言葉が作られれば、それはそれでいいのだろうと思いますが、ちょっと難しい。今ぱっと思い付きません。

(丸田委員長)

ありがとうございます。今のようなご意見をいただくと、大沢先生から指摘があり、それから学識の高い先生からも、それを市民にとって分かりやすく直ちに説明できるかということになると、少し難しいかなというコメントがあったということは、やはり検討が必要なことかもしれません。今の段階でコメントございますか。

(事務局)

ありがとうございます。私どもも日々こういう言葉を見ていると、普通のように使っているのですが、実際市民目線に立ちますと、分かりにくい言葉と言われると、確かにそうだなと気付くところが多々あります。そうしたものもなるべく市民のための計画ですので、市民の皆さまが分かりやすく、本当に理解しやすいような計画になるよう、努めてまいりますので、またいろいろなご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

(丸田委員長)

では土田委員さん。

(土田委員)

言葉をはさむような話ですけれども、西蒲区の場合は文字通り包括支援センター体制というのが専門の人たちがいまして、各地区というか、団体サロンとかいろいろな所を周っておりまして、常に啓蒙的に、要するに今お話にありましたように、高橋先生が言われたように、言葉としては非常に難しいようなんですけれども、いわゆる全てを包み込みますよと、お困りごとは包み込みますよというような言葉で回ってきますので、意外と受けてとっては変ですけれども、お話が上がって来ているようです。

(丸田委員長)

土田委員から団体の立場から、包括的支援という言葉でも理解ができるという指摘もありましたが、いずれにしても大沢先生から指摘いただいたことでありますので、別途事務局と意見を整えてみたいと思っております。いかがでしょうか。

(小田委員)

具体的な取り組みの章の1番の地域共生社会の実現と全体的な表現がありますが、この地域福祉計画の今までの6年間の計画と、来年からの6年間の計画というのは、根本的にガラッと変わった社会が到来いたします。このことをもう少しインパクトを強く表現していないと、これは今までの表現とやや準じた書き方でありますけれども、社会がガラッと変わるんだという危機感と臨場感をここで出していくべきだと思っております。

それから包括支援体制の構築。具体的によく分からないなという方は確かにいらっしゃるかもしれませんが。私は昨年暮れから、この種の会議、先週もやってきたんでありますが、新潟市の出身の作家新井満先生の『この街で』という詩と映像を会合のたびに100インチのスクリーンで、音楽と詩を流しまして、これが包括的支援体制のまちであって、私たちがここで生まれてよかった、ここで結婚してよかった、ここで死んでいくことの楽しさ、うれしさがあるんだという、そういう地域社会、村を私たちが作り上げていきたいと思いますという、あの詩と映像が大変よくできているものですから、私は説明のたびにそれを使って、お互いが助け合う、包括的に支援しあう地域づくり、まちづくりということを目指しましょうという説明をしております。具体的な表現、ここをどうする、ああするということは、少し知恵が及びません。

(丸田委員長)

今大変重要な所をご指摘いただいたので、委員の方々から意見を頂きたいんですが、いかがですか。コロナの3文字はあえて使いませんが、確かにこれまでの社会と、これからの社会を考えると、単に関わり合えばいいということではなくて、やっぱりそこにつながりを持つ、そういったことがとても重要だというコメントもいわれております。まさに新潟市において、これからの6年間、どんなまちを目指すのかということで、ご意見がありましたらお願いいたします。

それをどのような言葉で表現をしていけばいいのか。いかがでしょう。副委員長、ご発言ありましたらお願いいたします。

(本村副委員長)

ちょっと大きい問題で。違う所でさっきから気になっていたんですけども、8050問題というのが非常に分かりにくいので、説明の用語集がありますよね。百十何ページですか。さっきからこの所にきちんと説明で入れていただきたいなと思っていました。で、今の話はちょっとまた。

(丸田委員長)

8050に関しては、そうですね。分かりやすい説明を最後の注に入れればいいのか、本文の中で注を入れればいいのか、その辺はまた事務局と相談をさせていただきたいと思いま

す。さて小田委員からご指摘をいただいたところ、いかがですか。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンター蛭原でございます。では、今ほどの議論に関連して、確かにコロナの影響のことというのは、私も非常に重視しているところです。様々な議論があって、コロナによって一変するという議論と、いや、全く変わらなだろうと、どうなるかはやってみないと分からないというところです。それで、ただ変化する面として、先ほど委員の方から村というお話がありましたね。村の語源は群れる、群れであるという説がある。それは言葉がそうなったなんて誰も分からないんですけれども。

コロナは群れるなど、こう言っているわけです。ここでも結構たくさん群れが集まっているわけですが、でもわれわれは本来的に群れをつくって生きてきた、あるいは発展してきた動物であったはずなので、それをソーシャルディスタンスというのもどうかと思いますけれども、ほどほどの距離で。ですからウェブも含めてでしょうか。心と心がつながりあうということなんじゃないかなと。そんなふうに群れることかということについては思いました。

それでちょっと話を戻してと言いますか、素案の論理構造について、先ほどちょっと補足させていただくと、第4章が理念や目標であると。第5章が具体的な取り組みだと。その第5章の中でも3本柱があって、地域共生社会の実現と支援体制の構築と施策と。その地域共生社会の実現は、これは恐らく目指すべき理念とか方向性、そのために支援体制を集団という語弊がありますけれども、どういう体制をつくるのか。そして実際の事業内容というのでしょうか。というのがその次の3と。だんだん抽象的なものから具体的なものに移っている。なので、この地域共生社会をどこに位置付けるのか、ここがいいのかどうか、ちょっと今の時点で私は何とも言えないんですけれども、論理構造的には取り組みと言えなくもないか。目指すべき部分でもあるか。そんなふうにとちょっと感じたところです。

(丸田委員長)

ありがとうございました。今ほどの意見も、事務局との間で調整をしてみたいと思っております。ほかにいかがですか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。1番の共生社会の実現という中で、先回にもありましたけれども、計画概要の中で、今回のコロナを含めて、例えば総合福祉政策のもとという文言を入れてというふうにありました。この共生社会の中でも、今コロナ禍の中で医療従事者とか、感染者の家族等について、非難、中傷等、差別とかがあったりします。新潟はそうであってほしくないの、そうした困難禍においてもみんな助けあう地域社会的なものを、計画の概要と関連して、ちょっと一言何か安心を、生命を守る的な所で、地域で本当の意味

で支えあうというのが連携してつながってくる部分があるといいかなと思います。

やはり包括支援の所ですけれども、社会福祉協議会があれだけやっても、一般市民に認知度が低いということで、この設問の仕方はどうかしたほうがいいんじゃないとか、いろいろ委員会のこと報告をさせていただいたんですね。やはり皆さんに知っていただくというのは、言葉とか図式化もそうですが、後にありますが、何かたくさんあって分かりづらくて、よく考えてみないと読み込めないというのがあったりします。

特に私どもなんかは意思疎通支援ということで、コミュニケーション障害をお持ちの方たちを日頃現場でやっているの、やっぱり文脈を短く、分かりやすく整理して、理解できる言葉でということをやっておりますので、その辺りも少し整理していただいて、図式の所も分かりやすく図式していただくと、広く分かっていただけではないかなという感想を持ちましたので、お願いします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ご指摘をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

少し前に進んでよろしいですか。それでは33ページから何ページになりますでしょうか。36ページまで、施策の①地域福祉に関する事業の推進の所をご確認いただきたいと思えます。内容を確認いただきながら、ご意見をいただきたいと思えます。村山先生、お願いします。

(村山委員)

村山です。36ページの目標に対する指標の考え方です。難しいのですが、例えば地域福祉コーディネーターの育成については、育成総数が指標になっていて、これはこれでいいのかもしれないんですけども、目的というか目標は課題解決ということなので、課題解決ができたかどうかを表すような指標ということも、一つの考え方だと思います。他の指標も同様に、全体として、今までの指標を踏襲することを超えて、プラスもう一步この計画を先に進めるとすると、次の指標としては意味があったかとか、成果が上がったかとか、そういう指標をプラスしていくという全体の考え方があっていいのではないかと感じました。

私は分野が違うので分かりにくいと思ったのが、高齢者の安心見守りネットワーク事業で、これは何を結局目指しているのか、それによって恐らく指標が変わってくるんだと思います。登録事業者数が増えればいいのか、それによって何が変わればいいのかという、そういうことであったり、もう一つ分からなかったのは、公益的な活動に取り組む社会福祉法人数。公益的な活動というのは何なのかというようなことを含めて、ちょっと専門以外の人にとって分かりにくい部分もありましたので、よろしくお願いします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。とても重要な指摘でありまして、目標値を設定することはいい

けれども、目標達成に向けたプロセスと結果、どういう成果なり、どういう課題解決ができたのかという、その辺の所に視点を置いた指標の設定があってもいいのではないかという考え方です。事務局、結論は知らないんですが、お考えがあったらお願いします。そうした考え方でガイドラインが整備されているのかいないのかもしれませんが、皆さんで共有したいので、コメントくださいますか。

(事務局)

国のガイドライン上、目標の立て方とか、どういう指標を立てるところは記載されておきませんので、自治体独自のものを立てていくことになります。ご意見を頂きました地域福祉コーディネーターにつきましては、福祉施設で働いている専門職の方が働いている中で気付いた、自分一人では解決できない課題をつないで、解決に導くつなぎ役として、育成をさせていただいております。つないだ先がどうなるかと言いますと、全てではないですけれども、制度のはざまの問題等につきましては、コミュニティソーシャルワーカーにつなぎまして、支援を検討していくことになります。

そこでどのくらいの数が解決したかというところについて、少し事務局で検討させていただければと思っております。

(丸田委員長)

ここではP D C Aサイクルの考え方は、当然活用するということが前提になっているわけですね。

(事務局)

はい。

(丸田委員長)

分かりました。2点目、これは事務局からコメントをください。公益的な活動については、この業界にいる者はすぐ分かるのですが、市民の方からすると、なかなか分かりにくいので、お願いします。

(事務局)

確か平成28年に社会福祉法の改正がありまして、それまで簡単に言うと、語弊があるかもしれませんが、社会福祉法人の中に、かなり内部留保があるというような問題点が指摘され、こうした社会福祉法人が地域の皆さんと課題を共有して、公益的な取り組みをなさいたいというような形で法律が改正されています。社会福祉協議会が中心となって、いろんな社会福祉法人と一緒に、何か新たな取り組みができないか検討していただきたいということで、今回新たに追加されているという状況でございます。よろしいでしょうか。

例としては、ある社会福祉法人が買い物弱者のために、法人が所有している車を使用しない時間に買い物支援に無償で提供しているとか、そうした事例があるとは聞いておりますが、すみません、あまりほかの事例をこちらで把握はしていません。

(丸田委員長)

高橋先生からも身近な事例をお願いします。

(高橋委員)

全国的にはいろいろありますけれども、子ども食堂をやるとか。いわゆる社会福祉法人というのはもともと社会福祉事業で、これは限定列記された社会福祉事業なんです。例えば介護の何々であるとか、障がい者の何々であるとか、それ以外の公益的な皆さんの役に立つような事業を社会福祉法人が持ち出しでやりなさいというのが、この意味だろうと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。私の言い方をすれば地域にとって良いこと。先ほど地域が出てきましたが、地域にとって良いことに対しては、社会福祉法人自らがちゃんと汗をかいてください。そういう社会にしましょうという考え方だと思いますので、それでいいですね。やはり、地域にとって良いことのために、市民だけが汗をかくのではなく、社協だけが汗をかくのではなくて、社会福祉法人自らが地域にとって良いことのために、主体的に取り組んで、具体的に汗をかいて、一定の成果を出しながら、地域の課題解決に取り組んでいくというものの考え方が入ったものだとして理解をしていますので、ぜひご認識をいただければと思います。

(村山委員)

35 ページの説明がちょっと分かりにくいので、今のようなことを書いていただくと、市民目線からみても、理解しやすいかなと思います。

(丸田委員長)

先生からのご意見でありますし、検討いたします。それから先生、もう一回戻しますが、目標の設定の所というのは、踏み込んだ意見をいただければありがたいのですが。

(村山委員)

それぞれにあるので、36 頁だけではなく、全部にかかってくると思います。全ての指標でなくても、今回の計画ではここを進めましょうという目標については、これまででもずっとこの指標だったからこの指標を踏襲しましょうということではなく、もう一步計画を進めるという考え方で設定してはどうかと思います。

(丸田委員長)

意見を取り入れさせていただいて、事務局との間で少し議論をしてみたいと思います。ほかにいかがですか。堀田委員、お願いします。

(堀田委員)

すみません。NPO協会の堀田です。36ページの目標の所でちょっと質問でござまして、コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数が150件から280件目標ということで、私の理解しているところだと、コミュニティソーシャルワーカーさんは、地域で非常に複合的な課題があって、困難なケースについて個別にコーディネートをして支援に当たると。さらにその支援の中で見えてきたニーズに対して、その地域に支援が足りないような場合に、創出の働きかけをしたりというような、非常に重要な役割かと思うんです。

実際に今活動を見ていますと、各地域、各区にお一人ということで、非常に多忙な状況かなと思っていて、この指標というのが、コミュニティソーシャルワーカーさんの増員ですとか、バックアップ的な支援を前提とした指標になっているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいなど。

(丸田委員長)

そこは、事務局。現在も国からの補助が入った配置になっていますものね。今後令和3年の4月から、社会福祉法の改正に伴ってどういう影響が出てくるか、私も正確な知識を持っていないのですが、新規相談件数を一定の目標を掲げて努力していくためには、各区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーの人員増のようなどころまでイメージがあるのか、ないのか、コメントをいただければ。

(事務局)

現時点では、新規相談件数については、これまでの伸びから算出した件数になっておりますので、具体的な増員を考慮したものではありません。予算は単年度で作っていかねばならないものですので、その都度、社会福祉協議会や財務当局と協議をしていくということでしょうか、現時点ではお答えできないところです。

(丸田委員長)

どうですか。

(堀田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(丸田委員長)

とても大事なところでして、コミュニティソーシャルワーカーの基盤整備をどうしていくかということは、議論の対象にはなるんでしょうけれども、高橋先生、どうでしょう。意見ありますか？

(高橋委員)

ずいぶん皆さんに普及してきて、各区のコミュニティソーシャルワーカーさんが非常に活躍されている。先ほど蛭原さんもそういうお話をされたし、私の耳にまでいろいろポジティブな話が入ってきているところでもあります。そこで事務局としては、先ほど以上のことは恐らく言えないだろうなど。私も行政経験があるので、そうだと思っておるのですが、もう一つの考え方は、これは福祉総務課というよりは社協に対する要望みたいな話になってくるのだけれども、そもそもコミュニティソーシャルワーカーの活動というのは、社会福祉協議会の大本の活動そのものなんだよね。なので、コミュニティソーシャルワーカーという、いわゆる国庫補助が付いた職員、人材を配置するというよりは、社会福祉協議会、それは八千代の本部にいる方も、各区の社協にいる方も、コミュニティソーシャルワーク的な役割が担えるような人材育成をしていくということが重要になってくるのかなとかと、常々考えておりました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ここは社協の副会長でいらっしゃる副委員長から今後の6年間、ある意味では未来図、未来像を描いたときに、社協として課題を一緒になって解決していくために、お考えがあればお願いします。

(本村副委員長)

もちろん社協の職員は、全職員同じ気持ち、コミュニティソーシャルワーカーとしての意識をしっかりと持って仕事をする。これはもう大前提であることは間違いないんです。コミュニティソーシャルワーカーというのは各区に1人ずつ配置されている、予算付けされているということなのですが、その人たちが専門にということじゃなくて、さっき言ったように社協の職員は。これは言っているのかどうかあれなんです、社協職員の身分というのが非常に不安定なんです。正規職員というのは10分の1以下なんです。間違っているかもしれない。ちょっとアバウトな数字を言っちゃいけませんね。

多くは非正規で雇用されている職員が非常に多く中で、どこまで専門性を持って、あるいは社会福祉士とか、資格を持った職員を採用していけるかということになると、とても人材面からやっぱり難しい所がかなりあるなど感じております。

社会福祉協議会。やたら大阪の豊中ばかりがNHKで宣伝されたりして困るとるんですけどもね。本当言ったら。あんなかつこいいことばかりちゃんちゃらと言ったら怒られる

か。

社会福祉協議会というのは行政側の地域の福祉を立てて、ガイドラインを立てていただいたのを、実際に8区ありますが、各区ごとにみんな性格が違います。生い立ちも違いますね。緑豊かな南区とか西蒲区辺りというのは、地縁、血縁で、さっきおっしゃった村組織ができています。ところが中央区はどうでしょうか。マンション街なんですよ。そこで社協の会費を払ってくださいとって、会員会費を払ってくれているというのは、ほとんどないですね。中央区はひどいものです。

川岸沿いにずっとあるマンションとか、駅前とか、そういう所は地域の組織化が全くない。中央区社協の課題は何かといたら、まず地域、住民同士の組織化をどう図るか。ところがその地域同士のつながりが面倒だからマンションに入っているという人が、実は結構多いんです。地域でみんな協働して何かをやりましょうという意識がずれている、外れている若者の人たちは、トランプさんじゃないけれども、自分ファーストみたいな所があるという、年代層もあるし、そういう人たちがマンションに住んでいるとかということですね。かなり複雑な、そういう組織化だけでもかなり大変なものを抱えているというのがやっぱり現実にありますね。

近江商人の「三方良し」みたいなのがいけると一番いいんですけどもね。相手良し、自分良し、世間良しみみたいなですね。

すみません。ちょっともうまとまらないですね。ごめんなさい。

(丸田委員長)

福祉計画を推進していくためには、行政とそれから社協と市民が一体となってということになりますので、社協の役割をこの計画の中でどんなふうにして、市民が読み取っていくのか。現会長さんの言葉を借りれば、社協の株主は、市民一人一人であるということ、常におっしゃっています。市民が社協の会員であって、会費を払っているので、株主に対する社協の責任と、それから株主一人一人の役割をどういうふうに市民で共有していくのかということ、大きなテーマであるというふうに認識をしております。橋本委員さん、いかがですか。ご意見がありましたら、民生委員さんの立場で。

(橋本委員)

34 ページに、つなぎ役としてやっていくということ。それから個人情報、プライバシーについては、本当に配慮した支援活動を行っているということ。私が思うのは、地域の住民の方から、こんなことで困っていると相談を受けたとき、この相談はここにつなげようとなげたとき、そのつなげた機関からの優しい言葉をお伝えしたときに、悩んでいた人が、ああ、相談してよかった、本当にありがとと笑顔を見せてもらったとき。また今コロナ禍もあるので、親身になって寄り添うようなお言葉を聞くことは、住民の方が喜んでくれるので、そういうことがつなぎ役として役に立っているのかなというふうに思います。

(丸田委員長)

今いただいた言葉も、どこかでキーワードで使えるかなと思って受け止めさせていただきました。ありがとうございました。

時間の関係もありますので、施策の2に入ってよろしいでしょうか。

(金子委員)

申し訳ございません。私は日常生活自立支援事業に関して、ちょっと日頃感じていることをお話しさせていただいて、このことについて、どこかで取り上げていただけるような所があったらということで、お話をさせてください。「あんしんサポート」のことになります。その基盤整備ということなのですが、これに関しても本当に包括と社協さんとやはり日頃活動を共にすることがあって、社協さんには本当に助けられていろいろやっていただいているところで、思っているのですが、実はここ最近、私たちの圏域はやはり高齢者が多く、本当に郵便物や書類の整理、そして金銭のちょっとしたサポートをしていただけると、非常にその人の自立した生活ができるんです。

ところが、新規の需要と供給のバランスで、新規のあんサポさんにつなげるといいねと言って、あんサポさんのほうに、社協にお願いをすると、新規でのやっぱり訪問が半年ぐらい先になってしまうという、実は現状があります。これまでは2～3カ月が、今やはりすごくそういう件数が多くなってきて、恐らくあんサポを担ってくれる社協さんのスタッフが、非常に多忙で、需要と供給のバランスがなかなか取れていないという、このあんサポの事業というのはとても大事で、この基盤整備という辺りも、今後どこかで目標の指標に入れるなりということ、取り上げていただけたらと思っています。以上です。

(丸田委員長)

これは大変大事な所をご指摘いただきました。いったん事務局からコメントをいただけますか。いわゆる市の活動計画の所で書き込むのか、それともそうではあるけれども、市の行政計画の中でも書き込んでいくのか、その辺の考え方をいただけるとありがたいと思います。

(事務局)

今ほどのお話、私どもの市の計画と同時進行で、社会福祉協議会でも本部のほうで市活動計画、さらに区のほうで区活動計画ということで、動いているところでございます。

われわれも一緒になって、区社協も含めて、計画策定に取り組んでおりますので、今ほどあったお話も含めて、社協にも意見交換というか、情報提供していきたいと思っております。なので、その部分は社協さんと私どもで協議をさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(林委員)

社会福祉士会の林です。35 ページの社会福祉法人の地域公益活動支援の所なのですが、生活課題の解決のため、積極的に地域公益活動に取り組む社会福祉法人の裾野を広げる社会福祉協議会の活動を支援するんですね。社会福祉協議会の支援をする。ということであれば、私はここは社会福祉法人の地域公益活動に限定しなくても、実際に今医療でも、介護・福祉でも、それこそNPOの方も、例えば福祉をやっている方も、株式会社の方もやっていらっしゃるし、企業の方もみんな今地域福祉というところで、企業の方やそうした方々も非常に公益活動をされているじゃないですか。そのところが社会福祉法人と限定してしまわなくても、現に社会福祉協議会の皆さんは、そうした民間の方だとか、企業の方なんかとも十分につながってやっていらっしゃるんで、ここは「社会福祉法人の」ではなくて、「等」なり、何かそれ以外の方たちに対するものもしっかりと含めないと、社会福祉法人以外でやっている方たちが、ちょっとそこからのけられてしまうような感覚を少し受けたんですけれどもいかがでしょうか。

(土田委員)

今の委員の方々のお話の関連なんですけれども、見守りのいわゆる、即座に困っている方が何かあった場合に、スピーディーに報告ができる社会福祉協議会とか、具合が悪ければすぐ医療に。例えば今お話しになりましたように、市老人クラブ連合会は一応社団法人ですが、その中において、連合会は全部ネットでつながっていますので、60 歳以上の方も高齢者の部分ですので、そういう方々は連合会に入っている方々は全部名簿がタッチしてありますから、即できます。ただ老人クラブといっても、連合会に入っていない団体も、率直に言って 30 名以上固まれば、一応市のほうで認めていることになって、助成金も出るわけです。そういう方々が大勢いらっしゃるわけですので、その中で困っている方が突然出た場合には、ちょっと報告が遅れる場合とか、そういうことがございます。ただ老連の団体としては、それは誰よりも早くキャッチできて、すぐいろんなことができるかと信じております。

(丸田委員長)

取り扱いについてもちょっと事務局とまた相談してみたいと思います。まずは金子委員とそれから林委員から指摘があったことについては、少し事務局と相談させてください。お願いいたします。

繰り返し時間の関係でという言い方で失礼なんですけど、施策の2について、意見を頂きたいと思いますので、お願いいたします。

いきなり「PS」が出てくるのではなくて、ちゃんとした組織名称で出てきて、「以下PSと言う」という扱いになるようなことは、もう委員の方々はお気付きであろうかと思えますので、そのようなことも含めて、ぜひ37ページから41ページ、目標に関する議論は共通になりますけれども、ご意見をいただきたいと思えます。

蛭原委員さん、ここは私が問題提起するよりも、ぜひ委員の方々からこの点について意見を聞きたいという、意見を聞く論点のようなものを一つ、二つご指摘をいただくと、発言しやすいと思えますので、お願いいたします。

(蛭原委員)

それではパーソナルサポートセンター蛭原でございます。前回も少しお話しさせていただいたと思えますが、コロナ禍の経済的な打撃を受ける方、若年者、それから女性。先ほどお話があった非正規職員の方が深刻な打撃を受けて、私どもの所に相談に来られる方が倍増以上になっていると。

先ほどのやりとりの中で目標数値ですね。これは何というか既に達成しちゃったみたいなのですが、これはむしろ望ましくない、ちょっと抽象的な話になるのですが、本来は困りごとはないほうがいいわけなんです。でも社会の変化によって、やっぱりどうしてもこれまでとは違った形で対応しなければならない、で、困った。で、それに対応しようということで、この目標数値、その他が出てきていると思えます。

そこで申し上げますと、先ほど来の、例えばコミュニティソーシャルワーカーの増員であるとか、それから事業としてさっき日常生活自立支援事業をこの計画に取り上げるとか、いろいろと議論があるところだと思えます。それで論点になるかどうか。率直に倍増以上の相談件数になっていますが、うちの職員はこれも先ほど来の話とかぶるのですが、大体3年から5年ぐらいで異動があつて、去年大きく職員体制が変わりました。ですので、私以外で3年以上やっている職員はいない。にもかかわらず、今年度のこのコロナウイルスへの対応については、本当にうちの職員はよくやってくれている。これは自慢でも何でもなく、ありのまま。20代、30代、40代の職員が本当に親身になって、打って一丸となって困窮者支援に立ち向かっている。これはぜひ皆さんにお伝えしたいところです。

しかし長期的な人員体制、これをどうやって強化していくのかということは、やっぱり課題だと思えます。先ほどの社協さんのお話のように何割が正規職員なのか、相談室で相談員と相談者って一応役割があるんですけども、相談員だって、今日仕事を辞めたら、もうたちどころに明日じゃなくて今日にも困窮してしまう。そういう不安定な身分とか、待遇というのがやっぱりうちだけじゃなく、福祉の分野というのは結構多いと思うのです。

それをこの計画の中に、どこに設けるのかとか、職員体制の目標とかというのは難しいんですけども、論点というより、皆さんからむしろ疑問なこととか、提案とかがあれば、それをぜひ伺いたいなと思えます。

(丸田委員長)

委員から現状について、今後の課題にも触れていただきました。ほかの委員の方々からご意見があったらお願いいたします。

(小田委員)

この部門でも、社会福祉協議会の果たす役割がどうしても大きくなってまいります。先ほど本村副委員長さんが吐露してくださったこと、本当にありがたかったと思っております。社会福祉協議会の中からはなかなか出てこない、現実のお話をいただきました。私は最初のほうで過去の6年間とこれからの6年間はガラッと変わった、社会の中での福祉計画なんですよと申し上げました。別にコロナだけの話ではもちろんございません。

社会福祉協議会、例えば新潟市においても、3年ほど前から完全に私ども地域で見えておりますと、ギブアップの状態です。ものすごい範囲の、あるいはものすごい業種の事業を、社会福祉協議会が行政から悪い言葉で言うと与えられております。社会福祉協議会の組織の体制、機構、業務の内容、どれを取りましてもギブアップであります。

3年ほど前から、さまざまな分野を外部に委ねる、あるいは委ねざるを得ない状況になってまいりました。いわゆる民間や企業の社会福祉に対する活動に委ねたり、そこに委託したり、そういう方式でないと、今与えられているノルマを達成できないのが現状であります。

といたしますと、これからの6年間も過去の6年間と同じような状態で社会福祉協議会を捉えていくと、恐らく自らが墓穴を掘ることになりはしないかと思えます。林委員からもご指摘いただいたように、社会福祉協議会がリードを取る、イニシアチブを取ることによって、さまざまな福祉に関する法人やら、集団やら、企業やら、団体、これらをフル動員する。いわゆる協働するという姿勢をここの中でどんと出してこないと、恐らく社会福祉協議会そのものが有名無実になってしまうおそれがあります。進んだ県では、別の福祉法人ではなくて、地域法人をさまざまに設立して、あらゆるものを手掛ける法人も、あるいは組織もできております。そういう新たなジャンルへの挑戦を、これからの6年間、大いにやっていくべきだろうと。社会福祉協議会一依存の体制は、やはり少し考えていく大きな責任の転換期に来たのだろうと思っております。

(丸田委員長)

これも大事な所をご指摘いただきました。副委員長、社協の総合計画の中で議論されていることと、今ここで各委員から意見をいただいていることとのすり合わせのようなものというのはできるのでしょうか。まさに車の両輪と言うのは簡単ですけれども社協の総合計画と全市の地域福祉計画との関係性をどうとっていくか。

(本村副委員長)

ちょうど今ビジョンを作成しているところで、社会福祉協議会も先週会議があったので

す。そこでまだ理念の所で引っかかっちゃいまして、ちょっとつかえているんですけども。まさに社協というのは地域福祉の実戦部隊ですので、行政が動くというわけにはいきませんので、それを受けた各8区でそれぞれの地域福祉活動計画を立て、それを活動としてやっていくのが社協ですので、実際はやっぱり新潟市と社協というのは一枚、両輪で動いていかないといけないと思っておりますので、できるだけそれに合った形でいきたいと。

最初は新潟市のこの計画というのはなかったのです。各区でそれぞれに作っていった。地域福祉計画の最初はそうだったですね。それでいったら、各区がそれぞれ走っちゃったものですから、新潟市の基本的な柱を出していただかないといけないということで、6年前からこれができたと思っておりますが、これに合わせて、各区のほうでこれから社協のほう、区のほうと、区の社協で、さらに具体的に詰めていきたいと思っております。

(丸田委員長)

社協全体の総合計画も作っていただいているわけですか。

(本村副委員長)

これを踏まえてこれから。ちょうど来年の3月で切れちゃいますので、これに合わせて市の総合計画を立てる、今ちょうど会議を始めたばかりです。

(丸田委員長)

ここでの各委員と議論していることが、社協の総合計画の中に反映していけるプロセスがあると理解をしてよろしいでしょうか。

(本村副委員長)

そうです。これが先にできて、後で行くあれだったのですけれども、コロナでこっちが遅れちゃったものですから、ちょうど今並行して進んでいる感じで準備をしております。

(丸田委員長)

そういう意味ではぜひ活発な意見をいただきたいと思います。時間の関係がありますので、今日この場で意見を述べるのが時間的に難しいようであれば、後ほどペーパーで意見をお出しいただきたいと思います。

もう少し時間を取りたいと思いますので、いかがでしょうか。

(林委員)

社会福祉会の林です。先ほど委員長からPSのパーソナルサポートセンターの所はお話がありましたので、私のほうでアウトリーチという言葉について、やはり何度か出てくる言葉なので、用語の解説の所で「アウトリーチ」が対象者のいる場所に積極的に出向いて働き

かけるとなっていますが、場所だけに限定するものではございませんので、こここのところは今この場でこうしようということはお話しませんが、結構多く出てくる言葉ですし、アウトリーチというのは非常にこれから、今後6年間、専門職でもこのアウトリーチというのを誤解しているところもあると思いますので、解説の所の少し定義をもう一度考えてみてもいいかなと思います。またこの場ではないところでも、またメモして出したいと思いますが、その所が気になったところです。

(丸田委員長)

後ほどご意見をお寄せいただけますでしょうか。蛭原委員さん、お願いします。

(蛭原委員)

すみませんが、参考のために、私どもの今の職員体制は、一人欠員もいるんですが、それも含めて、事務を含めて12名の体制です。各区に生活支援相談員という、生活困窮者支援事業の窓口になってくださる方が全区にいらっしゃる。ただこの方たちは非常勤です。時間が4時前後。4時だったと思います。この体制で新潟市80万人の中の困窮者を全員というのは当然難しいので、先ほど来お話のとおり、社協さんのコミュニティソーシャルワーカー、その他の方たちとの連携を持って。

で、私どもは医療でいいますとERというのがありますね。救急医療。福祉のERをモットーとしておりますので、今日夜寝る所がない。じゃあ今日からでもシェルターの利用ができますよ。もちろん要件はありますけれども、というふうな緊急対応、アウトリーチ、出向いて行くということを心がけております。

それで目標の所をご覧いただきたいんですが、新規の相談件数、プランの件数云々というのが、この指標で評価した件数が困窮者、困窮を解決する指標として妥当なのか。これが100パーセントできたら、困窮問題が100パーセントと言えませんが、基本的に解決するとなるのか、もっとほかに重要な指標がないのか、その辺りもぜひ皆さんから疑問も含めて、ご意見も頂戴できればと思います。

(丸田委員長)

蛭原委員から、これに関する具体的な提案はございますか。

(蛭原委員)

いえ。

(丸田委員長)

その点は各委員から意見をいただきたいという要望でありますので、繰り返しになりますが、後ほど意見をお寄せをいただきたいと思います。

では急ぎ足ですみません。成年後見制度は大変重要な柱でありますので、42 ページから48 ページまでお目通しいただいて、ご意見をいただきたいと思っております。お願いします。

(大沢委員)

4点ばかり伺います。まず44ページの協議会です。この協議会はどのような具体的なイメージを持っておられるのか。国の基本計画だと、例えば地域ケア会議、障がい者の自立支援協議会の中に、いわゆる専門職団体や家庭裁判所が途中から入るようなイメージで、既存の会議体の活用ということも言っていたと思えますけれども、どんなイメージなのかです。それが1点です。

それから指標の所で48ページです。まず成年後見制度の利用者数について、令和8年度3,000人と書いてあります。そこでまず成年後見制度利用者数の数値目標を掲げること自体の問題です。つまり国の基本計画の中には、こうした具体的な数値目標がないわけです。

厚労省利用促進室の川端専門官は、要はこの利用促進基本計画というのは、成年後見制度自体の利用人数の増加を自己目的化するのではなく、権利擁護の手段として、成年後見制度を位置付ける。従って金子委員が言われたような、日常生活自立支援事業、それから蛭原委員が取り組まれているようなPSによる支援によって支えられる人もたくさんいるので、権利擁護支援のネットワークということは、要するに権利擁護全体の促進だから、あえて数字を出していないのだということも言っているわけであります。そこで数値目標を出したことの意味、理由、それから3,000人という数値目標の根拠、それからこれを達成するための手段、その3点について、利用者数の所を伺いたいです。

あと2つ、次に市民後見人養成研修の修了者数ですが、150人を280人としています。ただこれも資料の統計を見ると、市民の中で、自分は成年後見人になりたくないという人が6割近くになっているので、280人と多くなることはとてもいいことなんですけれども、これをどのようにして多くしていくというお考えなのか。また280人の根拠です。

最後に法人後見支援事業という必須事業があるんですけども、その利用実績はどうなっているのかです。恐らく市民後見プラス法人後見に取り組む法人も、公益活動なんかでこれから非常に期待される場所ではありますが、成年後見制度、法人後見支援事業という必須事業の活用も含めて、法人後見を増やすためにどのような策を設けているのかと、以上です。

(丸田委員長)

事務局から、まとめて5点でしょうか。コメントをいただきたいと思っております。お願いします。

(事務局)

まず1点目の協議会についてです。既存のものを活用することは国から出ている

ところですが、新潟市につきましては、既存のそういったものを活用ではなくて、新しく立ち上げようと思っています。ただ新しくと言いましても、成年後見支援センターを新潟市で委託しておりまして、ネットワーク会議という会議で、関係団体の皆さまと情報交換させていただいています。そうした母体を広げる形でやっていければと考えています。

続きまして目標について、成年後見制度利用者数につきましては、根拠については、前回の委員会の資料3で示させていただいております。市民後見人養成研修の終了者数の根拠も併せて示させていただいております。国が利用者数を出していない、目標として掲げていないというところは委員のおっしゃるとおりでございます。最終的に手段として、皆さまに必要な支援が届けばいいと思っているところですが、どうつながったかという指標が、なかなか思い付かず、制度を利用することによって、手段を活用する方が増えて、結果的に必要な支援につながっているという思いから、この指標を入れさせていただきました。ただ委員のご指摘もありますので別のこういった指標がいいのではないかというご意見もありましたら、いただければと思っています。

手段というところですが、広報機能や相談機能など、計画に記載させていただいておりますので、それを総合しまして、制度を進めて行ければと思っています。

3番目の市民後見人養成研修。こちらも根拠は先ほど申し上げた資料3のとおりです。なりたくない方もいらっしゃるということは承知していますが、新潟市におきましては、先ほど申し上げた成年後見支援センターの委託事業として、今は隔年ですけれども、養成研修をさせていただいております。定員30名のところ、年によって30名以上の申し込みがある年や、少し割れたりする年もございますけれども、引き続き養成研修を実施していきたいと思っております。

最後の法人後見の実績につきましては、ほかの団体もやっている所はありますけれども、新潟市は社会福祉協議会に補助を出しておりまして、一緒に活動させていただいております。実績につきましては、正確な数字ではないかもしれませんが、今時点で大体60件の受任があると伺っています。年間で申し込みがある方や、終了する方もいらっしゃいますので、そのバランスによって、受任件数がどのぐらい伸びるかというところはございます。引き続き支援はしていこうと思いますが、目標には入れてはいませんでした。入れたほうが良い、悪いということも含めてご意見があれば、事務局で検討はさせていただこうと思っています。よろしく申し上げます。

(丸田委員長)

今の説明で大沢委員、いかがでしょうか。

(大沢委員)

市民後見人の養成研修を受ける方を増やすというの、恐らく社協でも出前講座なんかをやっていると思うんですけれども、地域には恐らく配食サービスとかミニデイとか朗読サ

ービスとか、もろもろの活動に取り組んでいらっしゃる方々がおられて、その中で判断能力の不十分な人と触れ合うというか、気になる方がいるなど、見守りの中で、そういうことに気付く方々がおられるんじゃないかと思うんですね。そうした興味を大切に、出前講座なんかで市民後見人養成講座をアピールしていくというのは、もうやっているかもしれませんが、一つまた引き続きお願いします。

(丸田委員長)

よろしく申し上げます。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。帯瀬委員から。

(帯瀬委員)

司法書士の帯瀬です。44 ページの3の地域連携ネットワークの機能という所なんですけれども、こちらは基本的に地域連携ネットワークではなくて、中核機関の機能になるかと思うんですけれども、中核機関としてこの4つの機能を基本的に備えるという立て付けになっているかと思うんです。ただその機能は個々分散してもいいという形になりますんで、中核機関のこの機能を各団体と別の外部機関に分散してもいいという形になるかと思う。そうでないと、ちょっと地域連携ネットワークと協議会、中核機関等の役割分担という所が非常に曖昧になってくるかなと思いますんで、これはわざとそうされたのか、単にちょっと書き方で違ったというだけなのか、ちょっと分からないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(丸田委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

地域連携ネットワークの機能ということで上げさせていただいております。国の計画におきましても、地域連携ネットワークの機能ということで、この4つの機能を果たすよう示していることから、こういった書き方にさせていただきました。具体的には計画の内容を見ていただくと分かる通り、大体中核機関でやるというイメージですけれども、今後の協議の中で、もちろんできる、できないもありますが、こうした事業をしたほうがいい、こうした事業は別の機関で実施したほうがいいというご意見もあるかもしれませんので、新潟市としましては、地域連携ネットワークの中で必要な支援ができていればいいと思っております。

(丸田委員長)

今の説明に対して、帯瀬委員さんいかがですか。

(帯瀬委員)

なぜ私がそういうことを言いましたかといいますと、要は機能の責任というところで、地域連携ネットワークにその機能を負わせるという形になると、結局のところ、地域連携ネットワークというのは、あくまでネットワークでしかありませんので、どこが機能を負って責任を持ってやるのかというところが非常に曖昧になってくるかなというところはあるんです。ですので、あくまで機能を負わせる、責任を取る所が明確であって、それをどこどこに分散していくんだという形にしておかないと、ちょっと難しくなってくるかなと。

(丸田委員長)

それでは事務局お願いします。

(事務局)

中核機関の役割としまして、これも国が示しているところですが、協議会、地域連携ネットワークとほぼイコールですが、そのコーディネートをする機関ということで示されています。新潟市と成年後見支援センターで中核機関となりまして、その中核機関がコーディネーターとして地域連携ネットワークの中で、どういった機能を果たすかというところを相談させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

今のような説明があるといいのでしょうか。

(帯瀬委員)

そうですね。

(丸田委員長)

そうですね。うなずいていただきましたので、配慮いただきたいと思います。

時間も迫ってまいりましたので、意見がありましたら、後ほど意見用紙で提出をいただきたいと思います。進行がうまくなくてすみません。

施策の4、再犯防止推進について、では意見がありましたらお願いをいたします。では大沢先生、お願いします。

(大沢委員)

この分野で56ページの(1)のアの民間ボランティアの周知、人材確保というのはとても重要で、恐らく罪を犯した人に関わるので、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業よりも、ある面ハードルが高い面があるかと思うんですが、とても大事なことだと思

います。そこで具体策としてはどのようなことを考えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

(丸田委員長)

それでは事務局お願いします。

(事務局)

できることからまずは始めていこうと思っております。新潟市はホームページを持っておりますので、新潟市のホームページで皆さまの活動を周知させていただいたり、あとはほかの部局との調整になりますので、すぐできるとは申し上げられませんが、広報紙など、他の広報媒体も使って支援させていただこうと思っております。

(丸田委員長)

大沢委員さん、よろしいですか。ありがとうございました。お願いします。

(小田委員)

これも新しい6年間の特徴になろうかと思えますけれども、ここの再犯防止の推進の取り組み内容は主に年齢の低い層をターゲットにして、文章も構成されております。取り組みの内容ですね。ところが現実高齢者の再犯率が刑法犯の発生が大変顕著になってきております。再犯者の年齢の変化について、どこかに配慮してもよろしいのではないかなと気になっております。

(丸田委員長)

そうですね。分科会の議論の中では非行少年が必ずしもメインではなくて、高齢者であって、再犯をせざるを得ない人をちゃんと視野に入れて議論をしたつもりなんです。表現のところで、読み方によって薄まってしまったというか。ここは事務局、一応調整しませんか。

分かりました。ほかにいかがでしょうか。蛭原委員。

(蛭原委員)

先ほどの成年後見のところ。成年後見の目標値ですが、利用者数というよりも延べでいいんですが、担い手なんじゃないかと。私どもの事業の中で、家計改善支援事業というのをやっております、例えばお住まい。器は全国で800万も余っているのに、住む所がない。これは家賃がちゃんと払えない、管理ができない。つまり後見とか日常生活支援事業と重なるような部分の人たちがたくさんいらっしゃるわけなんです。また今青少年の話ともかぶるのですが、キャッシュレスがどんどん進むと、手元に金がなくなると、もう使い放題になってしまうというふうになると、やっぱり家計の破綻というのが増えていくんじゃない

かと。そういうことからすると、成年後見制度の利用者数というのは、目標とすべきではないと思いますが、結果としては大幅に増えていくのではないかと、私は心配しています。それに対する担い手をどう育てるのか。ですから市民後見人もいいと思います。法人後見もいいと思います。社会福祉、その他専門職もいいと思います。そういうような意味での目標設定があるといいんじゃないかなと思いました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。今のご意見も事務局と検討をさせていただきたいと思います。

私の進行の不便がありまして、施策の4までにつきましては、後ほど意見を頂戴したいと思います。併せて意見をいただきたい所があります。ページで言いますと60ページであります。基本理念があり、基本目標があり、そして主たる取り組みがあつて、新潟市が目指す姿をどのようにイメージするかというときに、今見ていただいている60ページのものが、事務局で整えていただいたものであります。

改めて60ページについて、委員それぞれのお立場から吟味をしていただいて、修正意見等、修正意見の前に分かりにくい点があれば分かりにくい点についてのご指摘、それからその指摘を踏まえて、このように修正したほうが良いという修正意見がありましたら、ぜひお寄せいただきたいと思っております。

今日の時点でこれだけは指摘をしておきたいという意見がありましたら、1、2いただければと思っております。いかがでしょうか。お願いします。

(土田委員)

再犯防止の推進のところでお話がありましたが、ここに高齢者が非常に増えてくるという意味から、元気なというか、認知症ののぼりがありまして、その隙間ですね。その間の人たちが非常に、スーパーとかそういう所で手が出るというのが最近非常に多くなってくる。そこに来ますと、いわゆる認知にならないような、今講座がいろいろありますが、そういう認知にならない人たちを、認知を遅くするような講座がいろいろありますが、そういうのもそこにもここにもちょっと絡んでいるかなと思います。

(丸田委員長)

具体的にこのイメージの中に落とし込んでいくような意見はございますか。この60ページで。

(土田委員)

とりあえずはそういうことも絡んでもいいと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございます。意見としてお寄せいただきたいと思います。では堀田委員、お願いいたします。

(堀田委員)

コミュニティソーシャルワーカーの役割の所で、アウトリーチによる課題の把握と、その下の専門機関との連携ということを通して、その地域の地域づくりというソーシャルワークも含まれてくるのかなと思ひまして、ちょっとその視点がここからぱっと読み取れなかったもので、そこをご検討いただきたいと思ひます。

(丸田委員長)

大変大事な所をご指摘いただきました。ほかにいかがでしょうか。今日ご指摘いただける所があれば承ります。ソーシャルワークを活用してどのような地域づくりを目指すのかという辺りについて、市民にとってイメージしやすいような絵になれば、さらに良くなると思ひます。ほかにいかがでしょうか。

この場でご発言がないようであれば、意見は出尽くしておりませんが、お約束の時間になりました。この後、事務局から9月17日までに意見を届けてくださいというお願いが皆さまにまいります。今日の委員会は、ここで閉じさせていただきたいと思っております。進行を事務局にお返しします。

(司会)

委員長、委員会の司会、ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても、貴重な意見をたくさんいただき、ありがとうございました。次回の委員会について、若干簡単に説明させていただきます。次回の委員会では、今回いただいたご意見等を、事務局でしっかり吟味、検討させていただき、それを反映した素案を提供したいと思っております。

また計画策定後の進捗管理について、事務局案をお示しし、ご検討いただければと考えております。会議の開催日につきましては、改めて事務局からご連絡をさせていただきますので、ご協力をよろしく願ひいたします。

なお、委員長からも説明いただきましたけれども、「新潟市地域福祉計画に対するご意見について」を、お配りさせていただいております。今日いただいたご意見のほかにもお考えがあるかと思ひますので、9月17日までに記載いただいて、お送りいただければと思ひます。よろしく願ひいたします。

以上をもちまして、第4回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)